

## 大洲育成園建設工事等競争入札参加者資格等審査委員会設置要綱

### (設置)

第1条 大洲育成園が発注する重要な建設工事及び当該工事に関する測量や設計等の委託業務、物品購入の競争入札参加資格等について必要な事項を審査するため、大洲育成園建設工事等競争入札参加者資格等審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 建設業者や購入業者等の格付けに関すること。
- (2) 1件につき設計金額が社会福祉法人大洲育成園経理規程第67条第3項別表の金額以上の建設工事や物品購入等の入札参加資格の設定及び確認並びに同法人経理規程同条第3項別表の金額以上の建設工事や物品購入等の業者選定に関すること。
- (3) その他委員長が審査に関し必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員長は施設長を、副委員長は理事長の指名する理事1名及び財務関係を担当する監事1名の2名を以て充てる。

- 2 委員は、理事長の指名する評議員1名、事務長、主任指導員を以て充てる。ただし、委員が会議に出席できないときは、理事長にその旨届出ることとし、再度理事長が指名した者が、その職務を代行できる。但し、その職責に欠員がある場合については、この限りでない。
- 3 理事長が指名した法人外部や第三者の者を、委員に充てることができる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。委員会の議事は、出席の過半数を以てこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員会の開催を省略し、議事を決定することができる。
- 4 委員会の決議事項については、評議員会及び理事会において報告する。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、社会福祉法人大洲育成園法人事務局において取り扱うこととする。

### (その他の必要な事項)

第6条 この要綱が定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則 この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。